

月報

# いしのまき

平成25年9月号



## ハローワーク石巻

(石巻公共職業安定所)

〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18

TEL 0225-95-0158

FAX 0225-22-2442

マンガのまち石巻 協力石ノ森萬画館

© 石森章太郎プロ/ショウプロジェクト

### 一般職業紹介状況(25年7月内容)について

#### ○ 有効求人倍率

有効求人倍率は1.49倍となり、前年同月比で0.53ポイント増加し、前月比では0.02ポイントそれぞれ増加した。

#### ○ 求人のようす

新規求人数は2,058人で、前年同月比で10.1%(188人)、前月比で5.2%(102人)といずれも増加した。

産業別でみると、製造業が392人で前年同月比16.3%(55人)、このうち水産加工業は289人で同12.5%(32人)、宿泊業・飲食サービス業は114人で同62.9%(44人)、生活関連サービス業・娯楽業は80人で同15.9%(11人)、サービス業が247人で同59.4%(92人)とそれぞれ大幅な増加となった。

一方、卸売業・小売業は223人で同▲7.5%(18人)、医療・福祉は299人で同▲1.9%(6人)とそれぞれやや減少となった。

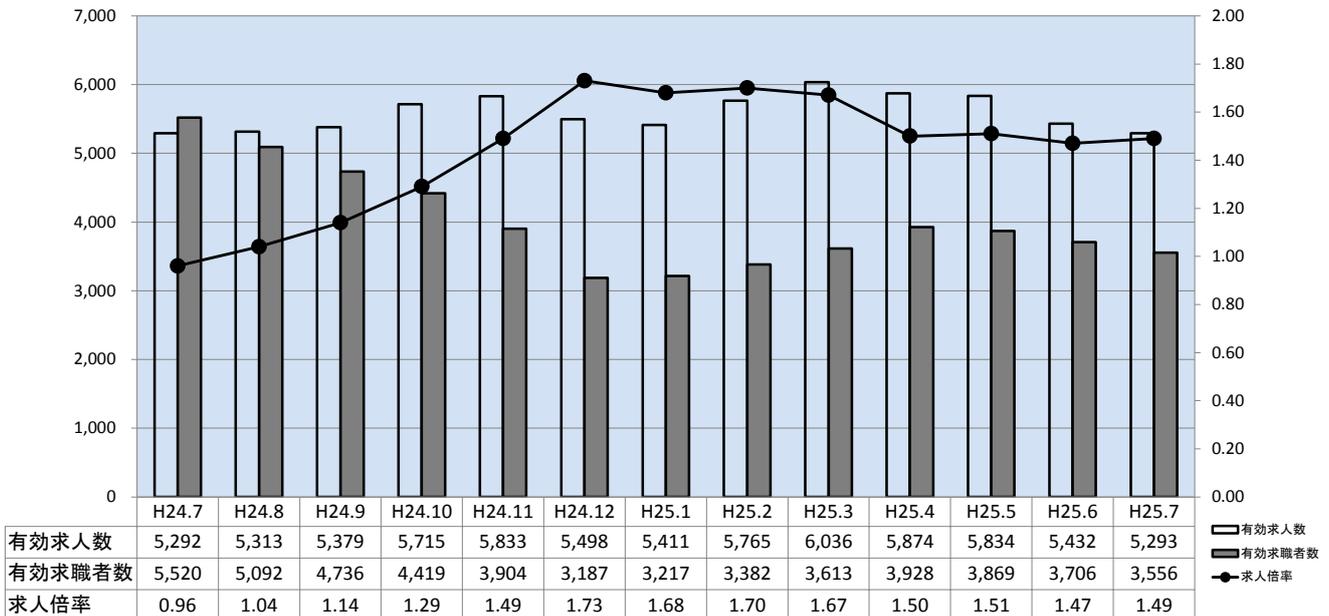
月間有効求人数は5,293人で、前年同月比で、1人増と変化はなく、前月比では▲2.6%(139人)減少した。

#### ○ 求職のようす

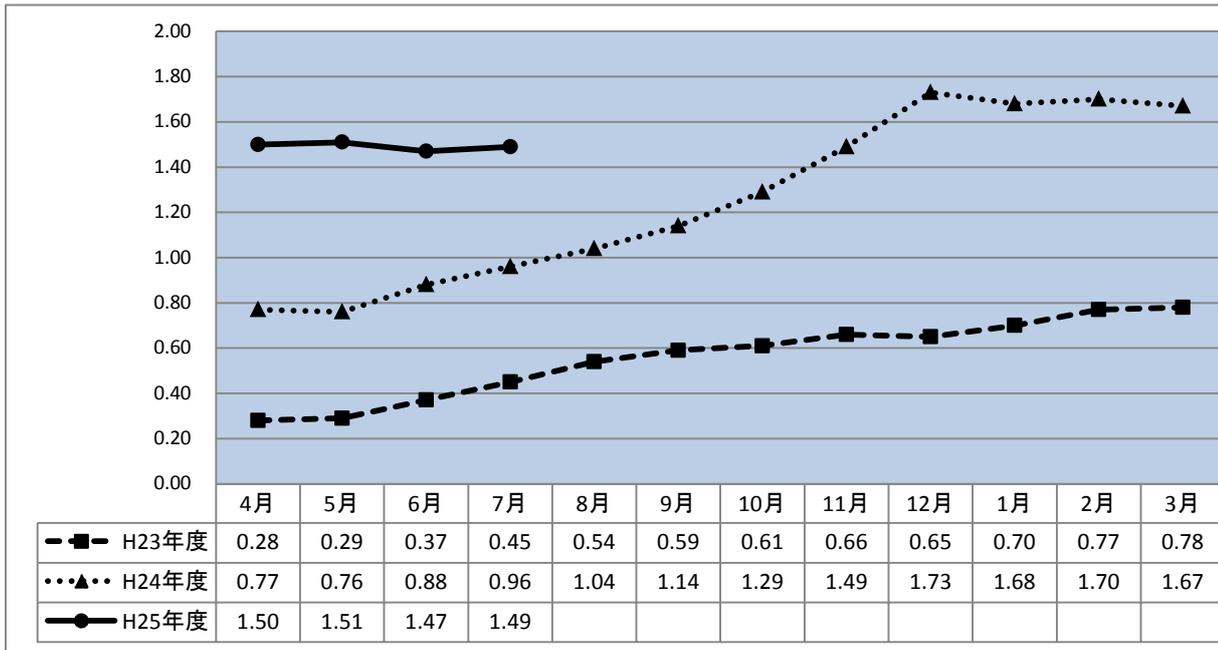
新規求職者数は914人で、前年同月比で2.8%(25人)、前月比で3.3%(29人)といずれも増加した。

有効求職者数は3,556人で、前年同月比で▲35.6%(1,964人)、前月比で▲4.0%(150人)といずれも減少した。

これを年齢階層別割合でみると、44歳以下は60.0%、45歳以上54歳は17.6%、55歳以上は22.4%となっている。



### 有効求人倍率の推移(パート含む)



### 一般職業紹介状況(パート含む)

項目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数	2,058	*	*	5.2	10.1
月間有効求人数	5,293	*	*	▲ 2.6	0.0
新規求職者数	914	429	479	3.3	2.8
うち(保)	211	91	117	23.4	15.9
月間有効求職者数	3,556	1,666	1,879	▲ 4.0	▲ 35.6
うち(保)	1,290	535	750	▲ 0.8	▲ 57.8
求人倍率					
新規	2.25	*	*	0.04P	0.15P
有効	1.49	*	*	0.02P	0.53P
紹介件数	1,472	773	697	▲ 3.3	▲ 2.1
うち(保)	241	100	140	▲ 4.0	▲ 29.7
就職件数	494	243	250	▲ 5.0	▲ 21.0
うち(保)	100	42	57	4.2	▲ 25.9
新規就職率	54.0	56.6	52.2	▲ 4.8P	▲ 16.3P

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

## 障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者等	前月比	前年同月比
新規求職者数	19	6	13	35.7	35.7
新規登録者数	8	1	7	0.0	14.3
就職件数	7	1	6	0.0	0.0
月末現在有効求職者数	305	138	167	3.4	16.0

## 雇用保険取扱状況

※ 金額の単位は千円

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	26	*	*	▲ 10.3	▲ 16.1
	廃止事業所数	12	*	*	200.0	200.0
	月末現在事業所数	3,865	*	*	0.4	4.9
被保険者関係	資格取得者数	870	458	412	1.3	▲ 19.7
	資格喪失者数	742	401	341	24.7	21.0
	離職票交付件数	427	*	*	27.1	14.2
	月末現在被保険者数	41,890	24,957	16,933	0.3	7.2
給付金関係	受給資格決定数	230	106	124	25.7	26.4
	一般給付受給者数	748	324	424	▲ 0.8	▲ 5.8
	一般給付金額	86,456	44,786	41,670	5.6	▲ 6.4
	個別延長給付受給者数	61	25	36	▲ 27.4	▲ 89.1
	個別延長給付金額	5,263	2,478	2,785	▲ 51.7	▲ 88.2
	広域延長給付受給者数	0	0	0	0	▲ 100.0
	広域延長給付金額	0	0	0	0	▲ 100.0

※ 各金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。  
 ※ 広域延長給付は23年10月から運用され、平成24年9月30日に終了している。

### 障がい者就職面接会のお知らせ

日時 平成25年9月20日(金) 13時30分～15時30分

場所 石巻グランドホテル 石巻市千石町2-10

ご参加事業所募集中ですので、問い合わせはハローワーク石巻 専門援助部門(0225-95-0158)

## 平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになりました

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わっています。事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	従来	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<b>2.0%</b>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<b>2.3%</b>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<b>2.2%</b>

### 障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中的人也含まれます。

### ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わりました。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

#### ※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
  - ・ 障害者雇用状況の報告
  - ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出
- など